

# ★山口県警察からのお知らせ★

## ～令和6年4月1日からの取組～



### 【制服警察官の立寄り警戒時等における飲食物等の購入について】

コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストアを対象に、警察官が立寄り警戒を行っていますが、防犯効果を高める取組として、

- 店舗内外の警戒
- 来店客や店員へのあいさつや情報提供などの声かけ
- 防犯指導や防犯設備の点検
- 不審者への職務質問や少年補導

等を行った上で、制服警察官が飲食物等を購入することがあります。



### 【サングラスの着用について】

#### 警察職員の

- 紫外線による目の健康被害軽減
- 直射日光や太陽光の乱反射等による事故防止

のため、日中かつ効果的な活用が認められる街頭活動時に、サングラスを着用できることとしました。



# 制度へのご理解をお願いします！